

議案第 25 号

調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，小規模多機能型居宅介護等の登録定員等を拡大するとともに所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年調布市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に，

「

第4節 運営に関する基準（第196条－第202条）

」

を

「

第4節 運営に関する基準（第196条－第202条）

第10章 雑則（第203条）

」

に改める。

第6条第2項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り，同条第5項各号列記以外の部分中「事業所」を「事業所の同一敷地内」に，「併設されている」を「ある」に改め，同項第5号中「第1号」を削り，同項第6号中「第2号」を削り，同項第7号中「第3号」を削り，同項第8号中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め，同条第12項中「規定により指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」を

「規定により同条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」を「営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第65条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に、「福祉施設」を「福祉施設においては施設」に改め、同条第2項中「居宅サービスをいう」を「居宅サービスをいう。以下同じ」に、「指定介護予防サービスをいう」を「指定介護予防サービスをいう。以下同じ」に、「地域密着型介護予防サービスをいう」を「地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ」に、「介護保険施設」を「介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」に改める。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認

知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は，市，当該利用者の家族，当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は，利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は，第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は，第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条」を「前条」に改める。

第80条中「，第40条」を削る。

第82条第6項各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に，「当該各号」を「同表の中欄」に，「ときは，」を「ときは，同表の右欄に掲げる」に改め，同項各号を削り，同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第82条第7項及び第8項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め，同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第 8 3 条第 1 項ただし書中「第 6 項各号」を「第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「，」に、「を含む」を「を含む。）若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く）」に改め，同条第 3 項中「複合型サービス事業所」を「複合型サービス事業所（第 1 9 3 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」に改める。

第 8 5 条第 1 項中「2 5 人」を「2 9 人」に改め，同条第 2 項第 1 号中「1 5 人（）」を「1 5 人（登録定員が 2 5 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，）」に改め，同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
2 6 人又は 2 7 人	1 6 人
2 8 人	1 7 人
2 9 人	1 8 人

第 9 1 条第 2 項中「行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 1 0 6 条中「各号」を削る。

第 1 1 0 条第 4 項及び第 7 項ただし書並びに第 1 1 1 条第 1 項ただし書中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 1 1 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし，指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は，1 の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

第 1 2 1 条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第 1 3 0 条第 9 項及び第 1 0 項並びに第 1 3 1 条ただし書中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 1 3 5 条を次のように改める。

## 第 1 3 5 条 削除

第 1 4 8 条第 2 項第 9 号を削る。

第 1 5 1 条第 4 項中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 1 7 項、第 1 5 2 条第 1 項第 6 号並びに第 1 8 0 条第 1 項第 3 号において同じ。）」に改め、同条第 8 項第 1 号中「福祉施設」を「福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第 1 2 項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第 1 3 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第 9 7 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第 1 5 項及び第 1 6 項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条に次の 1 項を加える。

1 7 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1 以上（入所者の数が 1 0 0 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）とする。

第 1 5 2 条第 1 項第 6 号ただし書中「福祉施設」を「福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

第 1 7 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 次条において準用する第 1 0 5 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 1 8 0 条第 1 項第 3 号ただし書中「福祉施設」を「福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

第9章の章名を次のように改める。

#### 第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第190条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条第1項、第3項、第4項、第6項、第7項各号列記以外の部分及び第8項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「複合型サービス事業者が」を「複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「複合型サービスの」を「看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第193条の見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「複合型サービス事業者」を「看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス事業所」を「複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」に改める。

第194条第1項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第1号中「15人」を「15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項、第2項第2号イただし書、第3項及び第4項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス」を「看護小規

模多機能型居宅介護」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し、同条各号列記以外の部分及び第1号から第9号までの規定、第198条、第199条（見出しを含む。）、第200条並びに第201条第1項並びに第2項各号列記以外の部分、第2号及び第5号中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第202条中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に、「第6項各号」を「第6項」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第10章 雑則

（委任）

第203条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。